

千葉県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和2年2月6日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	森	山	和	博
同	三	須	和	夫

31千総業第264号  
令和2年2月3日

千葉市監査委員 大木 正人 様  
同 宮原 清貴 様  
同 森山 和博 様  
同 三須 和夫 様

千葉市長 熊谷 俊人

**包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）**

平成26年度、平成27年度、平成28年度及び平成30年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

## 平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果

#### II-2. 公益財団法人千葉市文化振興財団及び文化振興課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>2. 業務委託または指定管理業務について 各資産の契約形態について【文化振興財団／文化振興課】（報告書 P67）</p> <p>文化振興財団は施設の管理運営に必要な情報システムについて、リース会社との「賃貸借契約書」により調達している。</p> <p>しかし、上記物件のうち、特に施設の情報システムについては各施設の独自の仕様を反映した物件であると推測され、施設の管理運営上、12か月での契約満了をもって安易に返還できる性質の物件ではないと考えられる。文化振興財団は、これらの情報システムを会計上ファイナンス・リースとして処理しているが、これは経済的実態を優先させているものと考えられる。</p> <p>リース会社との書面上の契約形態は実態に整合しているとは言い難いため、契約形態の変更を含めた見直しを実施されたい。</p>	<p>各資産の契約形態については、契約期間を単年度からリース期間に変更する等の変更を行った。</p>

## 平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果

#### II-2. 公益財団法人千葉市文化振興財団及び文化振興課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>4. マネジメント及びガバナンスの仕組みの構築状況等について</p> <p>副理事長の職務代行について【文化振興財団／文化振興課】（報告書 P80）</p> <p>文化振興財団の副理事長は男女共同参画センター館長を兼務している。</p> <p>定款によれば、副理事長及び常務理事は、ともに理事長を補佐し、理事長が欠けたとき等は副理事長がその業務執行に係る職務を代行することとされており、副理事長による理事長の職務代行は常務理事に優先する。他方、組織規程によれば、事務局長は理事長の命を受けることとなっており、男女共同参画センター館長は事務局長の命を受けることとなっている。</p> <p>これらの規程により、理事長が欠けたとき等において、副理事長が理事長の職務を代行して事務局長に指揮命令を行いながら、同一人物が男女共同参画センター館長として事務局長の命を受けなければならないという矛盾を有している。このような財団機関及び組織設置のあり方は、業務執行に係る責任の所在を曖昧にするものであり、速やかに解消されたい。</p>	<p>男女共同参画センター館長については、平成30年4月1日から館長職として職員を新たに配置し、副理事長職との兼務を解消した。</p>

## 平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果

#### II-8. 公益財団法人千葉市教育振興財団及び生涯学習振興課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>2. 業務委託または指定管理業務について 千葉市美術館の「講座室1」という案内（サイン表示）について【文化振興課】（報告書 P234） 千葉市美術館の現地を視察したところ、施設のサイン上は「講座室1」と「講座室2」という2つの講座室が存在したが、実際には、「講座室1」は貸出しの対象となっていなかった。 サイン表示が使用実態に即していないことから、当初の利用目的の正式な見直しを再度検討し、使用実態に即した改善かまたは有効活用策を検討されたい。</p>	<p>講座室については、使用実態に即した室名の変更を行った。具体的には、「講座室1」を「作業室」とし、「講座室2」を「講座室」とした。</p>

## 平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論

#### II-10. 公益社団法人千葉市シルバー人材センター及び高齢福祉課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>3. 業務委託等の状況について</p> <p>職員の派遣事業への関与について【シルバー人材センター】（報告書 P283）</p> <p>シルバー人材センターは、県シルバー人材センター連合会が実施する一般労働者派遣事業に関し、派遣業務の一部を実施し、連合会は、シルバー人材センターに協力費を支払うことになっている。そして、連合会の職員としての給料や経費については、その協力費の中から支給することになっている。</p> <p>シルバー人材センター職員が連合会職員を兼務するのであれば、連合会が職員に対して直接給与を支払わなければならない、協力費の中からシルバー人材センターが支給するという現在の協定書は、連合会と職員との間の雇用契約関係において根幹をなす給与の支払義務に違反するものと考えられる。</p> <p>また、職員が連合会のための業務に時間を割く一方で、シルバー人材センターから職員に対する給与の支払金額は一定であることから、シルバー人材センターとしては、連合会から相応の協力費を得ることができなければ、シルバー人材センターにおける業務に対して支払う給与の実質的な上昇を招くことになる。</p> <p>このような職員の任用と給与の支給に関係する不合理で複雑な法律問題を解消するためにも、現在の関係を改めて、連合会からシルバー人材センターへの業務委託とすることにより、当該職員が当該派遣業務に従事する関係へと変更することを検討されたい。</p>	<p>当該事業は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律及び同施行規則に基づき、県シルバー人材センター連合会と市シルバー人材センターとが一体となって実施するものである。</p> <p>このことから、県シルバー人材センター連合会と市シルバー人材センター職員との間には、雇用関係は存在しておらず、職員の任用と給与の支給に関する問題は生じていない。</p>

## 平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論

#### II-10. 公益社団法人千葉市シルバー人材センター及び高齢福祉課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>7. 滞留未収金について 滞留未収金の会計処理について【シルバー人材センター】（報告書 P294）</p> <p>シルバー人材センターの平成25年度末未収金には129万円の長期滞留債権が含まれているが、これらは発注者からの未収金であり支払期限を大幅に経過したものである。これらの債権は回収懸念債権や破産更生債権と判断しなければならないものであり、本来、貸倒引当金を適正に設定すべきものと考えられるが、シルバー人材センターでは貸倒処理に係る会計ルールがないため、現状では貸倒引当金の設定を行っていない。</p> <p>長期滞留債権を含めた未収金の評価基準を策定し、会計方針を決定したうえで適切に貸倒引当金を設定するよう改善されたい。</p>	<p>平成27年度に財務規程を一部改正し、貸倒引当金についての規定を整備し、計上することとした。</p>

## 平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 廃棄物対策に係る監査結果について

#### II - 4. 廃棄物指導業務について

##### 1. 事業者に対する分別及び適正処理指導業務（大規模建築物関連、事業所管理台帳更新事務）について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①指導対象事業者の網羅性について【収集業務課】 （報告書 P177）</p> <p>収集業務課では、毎年電話帳の業者から購入した事業者リストを、収集許可業者から報告を受けた契約事業者と照合し、収集業者と契約をしていない可能性のある事業者をリストアップしている。その事業者数は、平成27年9月25日時点で11,223件である。これらの事業者に対しては直接訪問して指導することは実施されてはならず、委託業者による家庭ごみステーションの監視指導（年1回、12月～1月に実施）、商工会議所を通じて配布する事業所向け広報誌「リサイクリーンちば」への適正処理に関する記事の掲載及びごみステーションを管理する自治会等からの通報や開封調査で不適正排出が判明した場合に訪問指導することによって適正排出を促している。</p> <p>しかし、実際にリーフレットを配るだけでは適正排出指導の実効性は担保されず、小規模事業者が排出する事業系廃棄物が、家庭系ごみとして排出されている危険性も想定することができる。これは他の事業者との公平性を欠く行為である。また、収集業者と未契約の大規模建築物関連以外の事業者であっても、他の事業者（親会社、チェーン店単位等）と一緒に収集業者と契約している例もあり、収集業者との契約が実際に必要な業者であるか否かを判断できない状況にある。</p> <p>そのため、収集許可業者と未契約の事業者の排出しているごみ量を把握することができないということで、現在の人員体制に基づく適正な職務分掌が組めない状況にある。</p> <p>【指摘】</p> <p>収集業者と契約をしていない小規模事業者が排出する事業系廃棄物が、家庭系ごみとして排出されている可能性が高く、他の事業者との公平性を</p>	<p>事業所ごみの家庭ごみステーションへの不法投棄に関する初動調査・指導業務については、環境事業所の所掌事務とした。</p> <p>また、収集運搬業許可業者と契約をしていない小規模事業者等への適正排出指導については、平成28年度から、対象事業者への訪問調査指導を実施している。</p>

欠く行為であり、収集業務課として、また、環境事業所を含めて、資源循環部全体としての組織的取り組み（収集業務課及び環境事業所の職務分掌の見直し等）を検討し、早急な対応策を講じられたい。家庭系のごみ量削減抑制に悪影響を及ぼす要因でもあるため、可能なかぎり早い対応が求められる。

## 平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 Ⅲ リサイクル推進に係る監査結果について

#### Ⅲ - 1. 資源物のリサイクル推進について 5. 剪定枝チップ機貸出事業について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①剪定枝チップ機貸出事業の効果測定及び備品の有効活用【収集業務課】（報告書P210）</p> <p>事業の実績を剪定枝チップ機の貸出件数で認識した場合、剪定枝等が再資源化された量に関わらず、事業の実績を認識することになり、事業の実績を正しく認識できない。また、環境事業所を通して剪定枝チップ機を貸し出しているが、実際の剪定対象枝の太さに比較して、当該剪定枝チップ機の対応できる枝の太さに限界があり、剪定枝チップ機としての機能を果たすことができず、環境事業所では苦情等を少なからず受けている。それに伴い、当該剪定枝チップ機が貸し出されることなく、環境事業所の倉庫に保管されたままの状態であるチップ機が複数存在しているというのが現状である。</p> <p>【指摘】</p> <p>事業の実績に関して、実際にチップとして処理された剪定枝等の量を把握するなど、ごみの減量化に直接的に関連する指標を設定し、減量効果を可能な限り把握することを要望する。また、本来の機能を果たさない剪定枝チップ機は、機能に応じた利用を求める他の部門に所管換えするなどの対応を実施し、財産の有効活用を図るよう、早急に検討されたい。</p>	<p>事業実績の把握については、平成30年1月から、利用者から剪定枝の処理量の報告を求め、ごみ減量効果の把握を行っている。</p> <p>剪定枝チップ機については、機器の実態と他部門への利用希望調査を実施し、他部門へ2台所管換えを実施した。</p>

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

##### 1. 事業団の管理運営について

###### (10) ハーモニープラザ管理：修繕業務について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 修繕業務について【ハーモニープラザ管理・地域福祉課】（報告書 P82）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>基本協定書に記載されている「費用負担の確認」（第36条第2項）において、個別修繕の額が1件につき、100万円を超える案件のうち、次の案件については、改善を要するものとする。すなわち、平成28年3月10日に「加圧給水ポンプ修繕一式」として、個別修繕の額で1,425,600円が計上されていた。そのため、当該修繕は、100万円を超える場合に該当し、負担金額につき協議すべき取引である。</p> <p>平成28年1月22日付、地域福祉課宛の文書（「千葉市ハーモニープラザ加圧給水ポンプ修繕について」）により、次の2件の見積書が提出されている。すなわち、「上水加圧給水ポンプ修繕」（831,600円（消費税等込み。以下同様。））と「雑用水加圧給水ポンプ」（831,600円）である。工事業者からの2つの見積書は明らかに2つの工事を前提に発行番号についても異なる番号を付与しているが、工期は同時の実施であり、契約も1つの工事契約を前提としており、実際にもそのように工事が行われている。当時所管課はこれら2つの見積書の金額を100万円未満の工事であると錯誤したものと考えられる。その錯誤により、基本協定書に記載されている費用負担の協議について必要ないものと判断されている可能性が高い。</p> <p>この個別修繕案件に係る実務上の処理は次のとおりであった。すなわち、不用の見込まれる経費（水道光熱費）より流用し実施する旨を市所管課へ口頭で報告した。その結果、千葉市へ経費要求をせず、当該年度の指定管理委託料で実施したこ</p>	<p>個別修繕の費用負担については、基本協定の規定に基づき、事務手続及び費用負担の協議を実施している。</p>

とが分かった。しかし、当該修繕業務については、費用の額が1件につき、100万円を超える場合には、千葉市との協議の上それぞれの負担を決定するものとされている基本協定の規定に従った処理を行っていないため、改善を要する事務処理である。

**【結果】**

個別修繕の費用負担の手續に係る基本協定の規定に該当するにも拘らず、必要な費用負担の協議を行わず、結果として千葉市社会福祉事業団に過大な費用負担を強いる処理となっているため、基本協定に沿った公正な事務手續及び費用負担の協議を実施されたい。また、市所管課は、個別修繕に係るこのような不注意が今後発生しないよう、正当な注意をもって提出される文書の把握に努められたい。

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

#### 2. 千葉市桜木園について (6) 被服管理について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 貸与品及び貸与期間【千葉市桜木園】（報告書 P111）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>千葉市桜木園では、経費節減のため、貸与される被服の種類等を変更したり、貸与被服として指定された被服でも実際には貸与されなかったりしている。このような変更の際して、意思決定文書が作成されていない。</p> <p>【結果】</p> <p>専門職員への被服の貸与の変更内容は、すべて貸与される被服の種類削減であった。しかし、貸与される被服の種類等を変更した場合には、被服貸与規程に従い、決裁権限者である施設長の決裁を得る手続を実施されたい。</p>	<p>被服貸与規程の別表で定める貸与品の枚数や種類の変更については、決裁権者である施設長の決裁を得ている。</p>

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### Ⅱ 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の外部監査の結果

##### 9. 外部団体との経費の精算について（3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①民児協職員給与の支払、精算時の会計処理について（報告書 P227）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>民児協在籍非常勤職員の給与に関しての民児協から千葉市社会福祉協議会の入金及び、千葉市社会福祉協議会から本人への支払について、簿外処理となっている。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>入金時に預り金、あるいは仮受金等の勘定科目で処理し、支払時にはこれを取り崩す処理を行われない。</p>	<p>民児協在籍非常勤職員の給与については、入金時に預り金で受け入れ、支払時にこれを払出す処理に変更した。</p>

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及びA財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### II 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の外部監査の結果

##### 12. 生活福祉資金貸付事業について

###### (1) 千葉県社会福祉協議会の窓口業務としての受託業務について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 会計処理科目について（報告書 P241）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>当該貸付事業は千葉県社会福祉協議会からの委託事業であり、生活福祉資金貸付事業の運営に当たっての会計処理については、「生活福祉資金会計要領」（以下、「会計要領」と呼ぶ）第5「市町村社協が行う会計処理要領」に基づいて行うことが求められる。</p> <p>会計処理について、「会計要領」に記載されている内容と異なる科目で処理されているものがあった。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>千葉市社会福祉協議会では取引内容をより明確にするために科目を設定したものと考えられるが、受託事業実施の際のルールに反している状況にある。現状では要綱の変更がないということであるため、小科目の科目を修正するとともに、現状小科目として設定している科目については小科目の細分科目として設定し直すなどの対応を検討されたい。</p>	<p>小科目の科目については、平成29年度決算から、「生活福祉資金会計要領」第5「市町村社協が行う会計処理要領」に基づき修正した。</p>

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

##### 1. 事業団の管理運営について

##### (12) 外部業務委託における仕様書及び委託費（随意契約の妥当性）について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>エ. 外部業務委託における予定価格の適正性について【ハーモニープラザ管理】（報告書 P91）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>千葉市社会福祉事業団は、外部業務委託において、平成24年度の希望型指名競争入札により委託を受けた外部委託業者と1年毎に随意契約を結び委託を行っている。随意契約の論点については、次の項で説明することとし、この項では、予定価格の設定について、現状及び問題点を述べることとする。</p> <p>現在の随意契約において使用する予定価格は、再委託業者が平成24年度の希望入札時に見積を行った見積額を予定価格としており、平成24年度から平成27年度において、予定価格及び見積額が基本的に同額である。</p> <p>しかし、ハーモニープラザ管理では、予定価格の決定に際し、入札時及び随意契約時には、以下の問題点が存在する。</p> <p>まず、入札時における予定価格については、前年の業者との業務委託契約の締結金額が予定価格の算定根拠としており、これを予定価格及び落札価格として認識していることが問題である。</p> <p>また、随意契約時においては、①予定価格に関する規定がないこと、②予定価格を設定するための判断基準がないこと、③予定価格設定のための見積り内訳が存在しないことにより、予定価格を精査することができないことが問題である。このような問題点が解決されない限り、予定価格の信頼を確保することはできず、経済性の精査を十分に行うことができない。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>外部委託を行う際には、外部委託業務の仕様書に対応した積算方法の決定において、外部委託の</p>	<p>予定価格の積算については、平成30年1月29日に、事務局長が各施設長宛に通知「適正な入札・契約の執行について」を發出し、業務内容に見合った適切な積算内訳書を作成し、適正な価格を設定するよう周知徹底し、これに基づき、令和元年度委託契約分から、外部委託の業務水準に対応した労務単価、人工等を独自に見積もった積算書を作成している。</p>

業務水準に対応した労務単価、人工等を独自に見積もった積算書を作成されたい。独自の見積書を作成する際には、当該随意契約業者だけの1社見積ではなく、見積書に競争性を確保する意味で、可能な限り他社見積を入手し、適正な積算を行われたい。

## 平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

### 第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

#### 3.4. 千葉競輪場開催業務等包括委託（No. 126）【公営事業事務所】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 再委託の管理（報告書 P150）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託事業は、千葉競輪場の開催・運営に関する包括業務委託である。平成24年に公募型プロポーザル方式で受注者を選定し、3年間（平成25年度～27年度）の複数年契約を締結した。その後、市では競輪場の存続について検討し、平成29年度末での廃止の可能性があったため、随意契約で同一事業者と平成28年度から29年度の2年間の複数年契約として本契約を締結した。本契約で委託される事業には、車券の販売、払い戻し、警備、施設の運営・保守など、様々な業務が含まれている。これらの業務のうち、警備業務や送迎バスの運行など一部の業務は、受注者が自ら実施するのではなく、他の事業者にも再委託しているものがある。</p> <p>平成28年度から29年度の随意契約に際しては、再委託先の選定についても審査項目に含まれているが、受注者からの提案書には、「可能な限り既存業者を活用する、受注者の『競輪事業の在り方に関する基本的な考え方』等を共有する事業者を選定する、新規委託契約は市内業者を優先する」といった方針が記載されているものの、具体的な再委託先については記載がない。</p> <p>また、本契約の契約書第20条第1項ただし書きには、「ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得て開催業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合（以下「再委託」という。）は、この限りではない。」とあり、書面による市の事前承諾を条件として一部業務の再委託を認めている。しかしながら、市は再委託について文書による承諾を行っていない。さらに、業務実施計画書など受注者から市に提出されている書類には、再委託に関する内容が報告事項とされていない。</p> <p>② 原因及び問題点</p>	<p>平成31年度千葉市営競輪開催業務等包括委託契約について、平成31年4月1日に受注者から書面で再委託についての事前協議依頼を受け、同日、書面で承諾した。</p>

本契約で委託する事業は、競輪場の開催・運営に関する包括業務委託であり、様々な事業が含まれる性質から、再委託が行われることが想定されるものである。そのため、受注者の選定に際しては、法令遵守の状況や事業者の業務遂行能力を評価するため、再委託先についても把握し、検討する必要がある。

しかしながら、平成 28 年の契約締結時には、既存事業者を優先するという方針はあるものの、具体的な再委託先の候補についての提案がなく、再委託先についての業務遂行能力や法令遵守の状況を検証できるものではなかった。

また、契約後においても、再委託先を把握し不適切な事業者への再委託を防止するため、再委託には書面での事前承諾が必要な旨を契約書第 20 条で定めているにもかかわらず、再委託に関する申請書や承諾書などの書面はなかった。

#### 【指摘】

再委託について速やかに受注者と協議し、再委託についての承諾を書面で明確に残されたい。

いわゆる丸投げの防止や法令遵守の状況、事業者の業務遂行能力を評価するため、業務委託契約の受注者が再委託を行う場合は、市は再委託の状況及び再委託先を把握し、検討する必要がある。そのため、本契約では再委託について、書面での事前承諾を必要とする旨の規定を契約書に設けている。しかしながら、本契約においては、具体的な再委託先や対象業務について受注者から報告されておらず、書面による承諾も行われていない。

今後同様の包括業務委託契約の契約を締結する際には、一部業務の再委託が予想されるため、再委託先や再委託業務について具体的な提案を求め、受注者選定のための審査において、再委託先の法令遵守の状況や業務遂行能力についても、適切に検証していくことが必要である。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

37. 千葉都市モノレール施設更新改良業務委託他（No.136、184 他）【都市局都市部交通政策課、建設局土木部土木保全課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 予定価格調書の作成（報告書 P158）</p> <p>① 現状分析</p> <p>千葉都市モノレール施設の更新改良は、平成23年9月29日に千葉都市モノレール株式会社との間に締結された「千葉都市モノレール施設の更新改良に関する協定書」に基づき、市が更新改良に要する費用を負担している。また、千葉都市モノレールインフラ施設点検は、平成18年9月29日に締結された「千葉都市モノレール施設の維持管理に関する協定書」に基づき市が点検費用を負担している。これらの業務は、毎年度、千葉都市モノレール株式会社の長期収支経営計画における設備更新中長期計画や千葉市橋梁長寿命化修繕計画（千葉都市モノレールインフラ施設編）に基づき、委託先である同社との協議により施行箇所や内容を決定し、概算額を決定している。</p> <p>現在市では、先方との協議に基づき概算調書を作成しているものの、予定価格調書は作成していない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>千葉市契約規則第22条において、随意契約においても入札に準じた予定価格を定めることを求めている。予定価格は、契約金額を決定する際の基準となる価格であり、予定価格調書を作成し定める必要がある。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>千葉市契約規則第22条に基づき、予定価格調書を作成されたい。</p>	<p>本委託契約については、令和元年度から、千葉市契約規則第22条に基づき、予定価格調書を作成した。</p>

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

37. 千葉都市モノレール施設更新改良業務委託他（No. 136、184 他）【都市局都市部交通政策課、建設局土木部土木保全課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(4) 契約書の内容（報告書 P160）</p> <p>① 現状分析</p> <p>千葉市契約規則第 25 条において、契約書を作成して契約を締結するものと規定しており、契約書に記載すべき事項を 1 号から 8 号に列挙している。一方、当該業務における契約書は市の標準的な様式ではなく、独自の協定書もしくは契約書を使用している。</p> <p>これらの協定書及び契約書において、千葉市契約規則に規定されている項目のうち、以下の項目が含まれていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金（4 号）</li><li>➤ 契約の紛争の解決方法（7 号）</li></ul> <p>また、市の標準的な契約書の様式においては、暴力団の排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約が付されているが、本契約においては付されていない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>本業務は、市の外郭団体との契約であるが、委託先事業者との契約であることに変わりはなく、千葉市契約規則に基づいた適切な契約書を締結する必要がある。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>千葉市契約規則に基づき、契約書への記載が必要な項目について漏れが生じないよう、定期的に見直しされたい。</p> <p>特に市の標準的な契約書様式を使用していない場合においては、記載内容に漏れが生じるおそれがあるため、十分留意する必要がある。</p>	<p>本委託契約については、令和元年度から、市の標準的な契約書様式を使用することとし、必要な項目について漏れが生じないようにした。</p>

## 平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

### 第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

#### 4.4 動物公園汚水処理場外維持管理業務委託 (No. 176)、動物公園設備等維持管理業務委託 (No. 178)

##### 【動物公園】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(3) 予定価格書の保管（報告書 P189）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託契約は、参加資格要件として市内に本店を有するものとする条件付一般競争入札により執行されている。そこで、本委託事務の詳細調査において、予定価格書の提出を求めたところ、紛失したと回答されたため、予定価格書の確認を行うことができなかった。</p> <p>なお、予定価格の内訳となる委託内訳書は保管されていた。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>千葉県契約規則第10条第1項において、「契約事務担当職員は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予算の範囲内において予定価格を決定しなければならない。」と定めている。また、予定価格書は公文書であり、「千葉県公文書管理規則」第7条(保存期間)及び別表に従い、契約及び協定等に関するものでその効力を有する期間が3年以下のものとして、事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度期初から3年間の保存が求められる。</p> <p>本契約事務においては、予定価格書が確認できなかったことから、入札執行に係る適法性・妥当性を事後に確認することができなかった。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>予定価格書は公文書であることから、公文書管理規則に従い、適切に保管されたい。</p>	<p>公文書管理規則に従い、予定価格書は適切に保管するよう、所属長から所属職員に対して周知徹底した。</p>

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

4.7. 指定自転車駐車場定期利用事前受付等業務委託（No. 195）【建設局道路部自転車政策課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(4) 契約書の内容（報告書 P197）</p> <p>① 現状分析</p> <p>契約書において、契約保証金の欄が空欄のまま締結されている。</p> <p>保証金は契約規則第 29 条第 1 号に基づき、市を被保険者とする履行保証保険契約が締結され免除されているが、免除理由と免除の旨の記載がない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>保証金を受ける際には、当初から印字して契約書を発行しているが、免除の場合、免除理由をゴム印で後から押印する運用としているため、記載が漏れたものと思われる。保証金額について空欄のまま締結すると改竄のおそれがある。また、契約書に不備があるまま締結されており、契約書を事業者と締結する際の事前チェックが十分に行われているとは言えない状況にある。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>保証金を免除する場合、免除の根拠と免除の旨について、契約書における保証金の欄への記載に漏れがないようにされたい。</p> <p>また、契約書を締結する際に、不備や漏れを見落とさないよう、確認を徹底されたい。</p>	<p>契約締結時には、契約書に保証金の欄への記載漏れその他の不備がないか確認するよう、所属長から所属職員に対して周知徹底を図った。</p>

## 平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

### 第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

#### 4.9. 車道及び歩道清掃業務委託（No. 199 他）【各土木事務所維持建設課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 契約書の内容（報告書 P202）</p> <p>① 現状分析</p> <p>千葉県契約規則第 25 条において、契約書を作成して契約を締結するものと規定しており、契約書に記載すべき事項を列挙している。一方、本委託業務における契約書は市の標準的な様式ではなく、独自の契約書を使用している。これらの契約書において、千葉県契約規則に規定されている項目のうち、以下の項目が含まれていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金（4 号）</li><li>➤ かし担保責任（6 号）</li></ul> <p>また、条文上において他の条文を引用しているものの、引用されている条文が内容と整合していないものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 第 12 条第 1 項第 5 号</li><li>➤ 第 14 条 1 項</li><li>➤ 第 15 条</li></ul> <p>② 原因及び問題点</p> <p>本委託業務においては、契約内容について各土木事務所間で整合性を保つべく見直しが行われているものの、契約規則への準拠性について十分な検討が行われてこなかったため発生したものである。また、条文の不整合についても、当初は整合していたものの、見直しにより条文を追加削除するうちに、整合しなくなったことが考えられる。</p> <p>契約書に不備がある場合、想定外の事象が発生した場合に対処が困難になるおそれがある。特に、1 者随意契約のように特定の事業者と継続的な契約を締結するのではなく、競争入札で不特定の相手との契約が想定される場合においては、そのリスクは格段に大きくなるを考える。また、標準的な様式と異なる契約書を使用する際には、専門的な見地を持った担当者がチェックする体制をとらなければ、このような事象が再発するおそれ</p>	<p>令和元年度から、委託契約書については、市の標準的な契約書様式を使用することとした。</p>

がある。

**【指摘】**

委託契約書については、市の標準的な契約書様式を使用されたい。

市の標準的な契約書様式を使用することに問題がある場合においては、契約書への記載が必要な項目について漏れが生じないよう十分に検証されたい。さらに、市の標準的な様式と大きく異なる契約書を使用する際は、所管課内だけでなく、局内で統括する部署（建設局においては建設総務課）等がチェックするなどの措置が必要と考える。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

5.1. 草刈・除草外業務委託（No. 294、205）【各土木事務所維持建設課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 契約書の内容（報告書 P208）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務では、各土木事務所が所管するすべての地区をまとめて一契約とし、千葉市造園緑化協同組合との間で随意契約を締結している。契約書は市の委託契約に係る標準的な様式が使用されているものの、暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約が削除されている。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>特約が付されていない経緯は不明であるが、継続して同じ契約書を使用していることから、現在まで特約の必要性は検討されてこなかったものと考えられる。一方で、協同組合に対する委託であり、契約履行に当たっての作業は多数の組合員が実施することから、本委託契約において特約を付す必要性は高いと考える。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>契約書作成に当たっては、契約で必要とされる項目を十分確認した上で、漏れが生じないようにされたい。</p>	<p>本委託契約については、令和元年度分から、契約書に暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約を付した。</p>

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

5.7. 花見川区役所外1施設総合維持管理業務委託 他（No. 226 他）【中央区を除く各区区役所地域振興課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(3) 仕様内容（No. 227）（報告書 P223）</p> <p>① 現状分析</p> <p>総合維持管理業務委託における仕様内容は、機械設備運転管理業務や建設設備等定期点検業務において区役所間での共通項目が多いことから、ひな型の仕様書を参考に、各区の実情に応じて仕様内容を変更する運用としていたが、稲毛区において、ひな型の仕様書にない「吸収式冷温水発生機及び関連機器保守点検業務」が追加仕様として必要であるところ、仕様に加えることが漏れたため、当該業務内容について、委託先事業者と別途、随意契約を締結している。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>仕様書は、施行伺において区長まで5名への回議の後、決裁がなされている。仕様書作成者による変更誤りがあったものの、本来、回議及び決裁の過程で発見されるべきものであったと考える。特に、本委託業務は、各種の機械設備運転管理業務と点検業務の契約を一元化し、効率的な庁舎管理を行うことを目的として、従来契約方法を見直し、平成29年度から新たに実施することから、その仕様内容は十分に確認されるべきものであった。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>新たな事業の開始や契約方法の大幅な見直しが行なわれる際には、仕様内容を十分に検証し、仕様誤りや漏れが生じないように、チェック体制を強化されたい。</p> <p>本委託業務においては、施行伺における回議で仕様漏れを発見できなかったが、なぜ発見できなかったのかを原因分析し、より実効性のある承認及び決裁手続が実施されることを要望する。</p>	<p>新たな事業の開始や契約方法の大幅な見直しが行なわれる際には、仕様内容を十分に検証し、誤りや漏れがないか複数人でチェックするよう、所属長から所属職員に対して周知徹底を図った。</p>

## 平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

### 第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

#### 5.8. 美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール清掃業務委託（No. 239）【美浜区地域振興課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>（3）業務の履行確保（報告書 P228）</p> <p>①現状分析</p> <p>美浜区における本委託業務では、平成28年度～29年度の2ヶ年を契約期間とする長期継続契約が締結されているが、制限付一般競争入札の執行により、平成28年3月15日に落札者が決定されたものの、「清掃回数認識不足により少なく積算してしまい履行不能」とし、辞退となった。なお、落札決定後の辞退により、見積3%の違約金徴収、指名停止6か月の処分がなされている。その後、再募集が行われ、平成28年3月29日に改めて実施された入札においては、入札価格の予定価格超過により見積合わせに移行し、随意契約で委託先事業者が決定され、年度初めの4月1日から業務委託が行われている。</p> <p>また、前契約期間の終了を踏まえて、市では平成30年度～32年度までの3か年を契約期間とする長期継続契約を設計し、低入札価格調査制度の下で制限付一般競争入札を行い、平成30年3月19日に開札が行われたが、入札額が調査基準価格以下となったことにより、低入札価格調査が行われることとなった。このような中、調査時において、落札候補者が「積算根拠を再計算し誤りが判明した」とことを理由に辞退し、落札者決定前に無効となった。なお、落札者決定前であるため、違約金の徴収や処分は行われていない。一方、平成28年度契約と同様、再募集が実施されたものの、契約手続が4月1日からの業務開始に間に合わないことから、前年度事業者と4月1日～5月31日までの2か月間を期間とする随意契約を締結している。</p> <p>このため、当初は30年4月1日から3年間の長期継続契約を予定していたものの、平成30年6月1日から平成31年3月31日までの単年度契約に切替え、入札手続を実施し、委託先事業者を</p>	<p>本委託業務の発注に当たっては、令和元年度契約分から、契約期間にわたる労務費単価の状況を十分勘案した上で、予定価格を設定している。</p> <p>また、落札候補者から徴収した積算内訳書に基づき、業務の履行可能性を確認した。</p>

決定している。

## ②原因及び問題点

本委託業務は、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける業務であり、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があることから、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるものとして、長期継続契約が適用されるものである。このような委託業務において、平成 28 年度、30 年度の入札執行において、辞退や無効により、委託業務の継続性に重要な支障を及ぼしかねない状況が認められる。特に平成 30 年度においては、契約手続が間に合わないという理由で、一部期間を随意契約で締結しているが、業務の継続性を特定事業者に依拠するような随意契約には、結果として業務の安定性が確保されたとしても、問題が認められる。

本委託業務におけるこのような状況については、単なる入札参加者の不注意による積算誤りととどめるのではなく、市としても手続等に問題がなかったかについて十分検証が行われる必要がある。このような状況に至った背景の一つに、予定価格の水準の低さが考えられる。平成 28 年度に係る入札執行においては、落札者決定後に辞退した事業者以外の入札価格は、予定価格を超過しており、再募集に当たっては予定価格を引き上げたものの、予定価格超過により随意契約へ移行している。平成 28 年度の入札執行時に辞退した事業者は「清掃回数認識不足により少なく積算してしまい履行不能」とされているが、別の側面からは落札価格での仕様に基づく業務履行はなしえないということである。

また、平成 30 年度においても、落札候補者が調査基準価格以下で入札したものの、その他事業者の入札価格は、いずれも予定価格を超過している状況にある。当該状況から、予定価格の水準が低いことは明らかであり、事業者からの安定的な役務提供が求められる本委託事業において、問題があると言わざるを得ない。予算配当の財源が不足し、予定価格を低く設定せざるを得ない状況にあるのであれば、まずは清掃回数を減らすなどの

仕様内容の見直しをすべきであったと考える。

次に、落札者決定時における事業者による積算内訳の確認が、十分に実施されていないことが考えられる。「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格等の設定について」（平成 22 年 12 月 27 日）では、「落札の決定にあたっては、必ず積算内訳書等を入手し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行の確保が可能かどうか十分に検証すること」が留意事項として挙げているが、平成 28 年度、30 年度の入札執行における辞退者及び無効となった事業者は、他事業者の入札価格と比較して著しく低価格であることが認められるのであるから、落札者決定時又は低入札価格調査前に、落札候補者への確認や徴収する積算内訳書に基づき、より深度をもって業務の履行可能性を確認する必要があると考える。

**【指摘】**

本委託業務は、継続した役務の提供を受けることが必要な業務であり、長期継続契約によるものであるから、本委託業務の発注に当たっては、契約期間にわたる労務費単価の市況変動を十分勘案した上で、適切な予定価格を設定されたい。

厳しい財政状況の中、予算配当の状況により、予定価格を引上げることが困難なのであれば、清掃回数を減らすなど、仕様内容を見直すことにより、適正な賃金単価を設定する必要がある。

落札者の決定に当たっては、積算内訳書について、入札価格の積算根拠等を十分に確認し、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分に検証されたい。

本委託業務においては、落札候補者の入札価格が他の入札参加事業者と比べ著しく低価格であったことから、特に細心の注意を払い、積算内訳を確認する必要があると考える。

## 平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

### 第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

#### 63. 学校給食一般廃棄物収集運搬処理業務委託（No.270）【保健体育課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(3) 請求書の管理（報告書 P238）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務において、事業者から提出される請求書がマニフェスト（実績報告書）と一致せず、また、金額が相違することがあるとの理由から、請求書の日付を市がゴム印で押印している。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年12月12日法律第256号）（地方自治体のなす契約に準用（同法第14条））第6条（支払の時期）第2項では、市は相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、市は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとし、また、その請求の内容の不当が軽微な過失による場合は、当該請求の拒否を通知した日から市が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとする」と定めている。</p> <p>請求書を受領後、不備を発見した場合には請求を拒否し、内容を改めた支払請求を受ける必要がある。また請求書の日付は、同法において定める約定期間を算定する上で明らかにされる必要がある。請求書の差し戻しを回避すべく請求書の日付を市側で記入するという運用は、同法が定める趣旨から逸脱している。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>請求書を受領に当たっては、法が定める趣旨に則り、適切な取扱いをされたい。</p> <p>本業務委託における委託先事業者から受領する請求書日付を市が記入する運用は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」で支払の時期を定める趣旨から逸脱するものであるため、早期改善を求める。</p>	<p>請求書については、日付が記載されたものを受領するよう、所属長から職員に対して周知徹底を図った。</p>

## 平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

### 第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

#### 6.3. 学校給食一般廃棄物収集運搬処理業務委託（No.270）【保健体育課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(4) 委託業務の管理について（報告書 P239）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務において、各学校の要望に基づき、収集及び運搬を当初計画とは異なる曜日や回数、時間等で事業者が柔軟に対応している状況にあることから、当該状況を理由に、契約書で事業者へ報告を求めている作業計画が入手されていない。</p> <p>仕様書では、品目及び収集回数（週2～3回といった目安となる回数）の記載がある一方、「回数及び日時については、学校と協議・調整すること。他に必要があれば別途指示する。」とあり、これに基づき、各学校と事業者間で収集回数等の調整が行われている。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>契約書では「この約款の他の条項の規定により委託期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して作業計画書の再提出を請求することができる」とあり、市が作業計画書を入手しないと理由に合理性がない。</p> <p>また、当初計画と実態が乖離し、その状況が把握されなければ、履行状況をモニタリングすることができないばかりでなく、翌年度以降の仕様については予定価格に実態を反映させることができないおそれがある。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>契約書の定めに基づき、業務履行時に事業者から作業計画の報告を求められたい。</p> <p>また、業務の実施状況に当初計画から大きく変更が生じる可能性がある場合には、作業計画書の再提出を求め、業務の実施状況をモニタリングすることが必要と考える。当初計画と実績に大幅な乖離が認められる場合には、その原因を分析し、次年度以降の仕様内容の見直しを検討することが必要となる。</p>	<p>本委託契約については、令和元年度から、契約書を変更し、作業計画書の提出に係る項目を削除した。</p> <p>業務の実施状況については、各学校が収集日ごとに発行する「事業系一般廃棄物管理票・保健体育課用」により、仕様内容との乖離が生じないように、実際の収集状況及び収集量を確認している。</p>

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

6.4. 小学校給食調理業務委託（No. 272）【保健体育課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(3) 請求書の管理（報告書 P243）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務において、事業者から提出される請求書に日付の記載がないものがあり、請求書の日付は市がゴム印で押印する運用が行われている。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>問題点については、報告書 P238「6.3. 学校給食一般廃棄物収集運搬処理業務委託（No. 270）（3）請求書の管理」を参照されたい。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>請求書の受領に当たっては、法が定める趣旨に則り、適切な取扱いをされたい。</p> <p>本業務委託における委託先事業者から受領する請求書日付を市が記入する運用は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」で支払の時期を定める趣旨から逸脱するものであるため、早期改善を求める。</p>	<p>請求書については、日付が記載されたものを受領するよう、所属長から職員に対して周知徹底を図った。</p>